

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

1（認定更新申請に係る調査）

医療機関、老人福祉施設、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護（ショートステイ利用時）等（以下、「医療機関・介護施設等」という。）の被保険者、及び、在宅の被保険者における介護認定の更新に係る認定調査について、認定更新申請を受けた場合、当該施設において面会禁止等の措置や被保険者本人が面会を拒否されるときは調査困難とし、認定期間を 12 ヶ月間延長するものとする。

なお、延長した認定期間中に利用者の心身の状況に変化があり必要な場合は、区分変更申請にて対応するものとする。

2（新規申請及び区分変更に係る調査）

医療機関・介護施設等の入所・入院されている方から、新規若しくは区分変更の申請があった場合については、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施し、申請から認定まで 30 日を超える場合には、介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 27 条第 11 項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱うものとする。

ただし、緊急を要する理由があり認定調査を実施する必要があると認めた場合には、医療機関・介護施設等との協議のうえ、本町調査員、当該医療機関・介護施設等で感染予防の措置を講じ、認定調査が実施困難ではないと認めた場合に限り、認定調査を実施するものとする。